

議第79号

京都市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成20年9月4日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

京都市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 京都産業大学神山第3地区の項を削り、同表桂坂第19地区の項の次に次の1項を加える。

桂坂第20地区	桂坂地区計画の区域のうち、地区整備計画において桂坂第20地区として区分された区域
---------	--

別表第2 京都産業大学本山地区の項中「10分の5」を「10分の6」に改め、同表京都産業大学神山地区の項中

容積率の最高限度	10分の5	を削り、同表京
建ぺい率の最高限度	10分の3（角敷地等内にある建築物にあっては、10分の4）	

都産業大学神山第3地区の項を削り、同表桂坂第19地区の項の次に次の1項を加える。

桂坂第20地区	建築物の用途の制限	建築することができる建築物 (1) 1戸建て専用住宅 (2) 診療所 (3) 保育所 (4) 巡査派出所等 (5) 前各号の建築物に付属するもの(令第130条の5に規定するものを除く。)
	建築物の敷地面積の最低限度	160平方メートル

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提案理由

西京桂坂地区及び京都産業大学地区に係る地区計画の変更に伴い、新たに地区整備計画が定められた区域内における建築物に関する制限を定める等の必要があるので提案する。